

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (道 路 課) 一

○道路の区域変更 (道 路 課) 一

### 選挙管理委員会

○知事選挙における政見放送の手話通訳を付して政見を録画する放送事業  
者 二

○不在者投票を管理すべき施設の指定等 二

### 収用委員会

○仙台駅東第二土地区画整理事件審理の開始 二

## 告 示

○宮城県告示第八百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び所在地

指定障害福祉サービスの種類

設置者名

指定年月日

○四一〇二〇〇四四八	ニチイケアセンター石巻市南境字新稲干十番一	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ニチイ学館	平成二十五年八月一日
○四一〇三〇〇一六四	ニチイケアセンター栄塩市栄町八番四号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ニチイ学館	平成二十五年八月一日
○四一〇七〇〇二七二	在宅介護支援事業所爽秋会みのり名取市植松一丁目一番二十四号	居宅介護 重度訪問介護	医療法人社団爽秋会	平成二十五年八月一日
○四一一五〇〇三四一	ニチイケアセンター古川市古川福沼一丁目十四番三十五号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ニチイ学館	平成二十五年八月一日
○四一二七〇〇五〇二	ヘルパーステーション陽黒川郡富谷町東向陽台三丁目七番五号八百十三	行動援護	有限会社シーキューブ	平成二十五年九月一日

### ○宮城県告示第八百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十五年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四一〇三〇〇一一五	公益財団法人宮城厚生協会しおかげホール	行動援護	公益財団法人宮城厚生協会	平成二十五年十月一日
○四一〇三〇〇一九八	有限会社青い鳥サポーターハウス塩竈市西町六番五号	居宅介護 重度訪問介護	有限会社青い鳥サポーターハウス	平成二十五年六月三十日
○四一一四〇〇二〇三	ヘルパーステーションやもと赤井の里東松島市赤井字川前四番八十三番地	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人東松島福祉会	平成二十五年六月三十日

### ○宮城県告示第八百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三三号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
伊具郡丸森町字神明南七十三番三地先	前	一一・五	四〇五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
同郡同町字大古町北二十七番地先まで	後	三一・五	—		

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百七号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第八条第六項の規定により、平成二十五年十月二十七日執行の宮城県知事選挙において、候補者等から申込みがあったときに、手話通訳を付して政見放送を録画するものとする放送事業者を次のとおり定める。

平成二十五年十月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

日本放送協会仙台放送局

株式会社仙台放送

株式会社宮城テレビ放送

○宮選管告示第百八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十月一日

宮城県選挙管理委員会

### 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二社会福祉法人宮城厚生福祉会特別養護老人ホーム十符・風の音の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム朧ノ町 同 郡同 町赤沼字大貝九三番地一

附 則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

### 収用委員会

○宮城県収用委員会告示第一号

仙台市施行の仙台駅東第二土地区画整理事業に係る補償裁決事件（仙台駅東第二土地区画整理事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第五項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十五年十月一日

宮城県収用委員会

一 日時 平成二十五年十月二十一日（月）午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する申請者、相手方の審問等